

告示第71号

国民健康保険資格確認書の無効告示について

下記の記号番号の国民健康保険資格確認書については、この交付年月日の前日までに交付されたものは無効とする。

ただし、下記のうち交付年月日が令和7年8月1日のものは、その交付年月日に交付された国民健康保険資格確認書で(再)の記載がないもののみ無効とする。

令和7年8月5日

宇和島市長 岡 原文 彰

[illegible]